

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 火災 |
| 発生日時 | 令和2年10月27日 18時00分ごろ |
| 発生場所 | 北海道 <small>おむろ</small> 根室市 <small>はなさき</small> 花咲港西浜岸壁 花咲港南波堤灯台から真方位275°670m付近 (概位 北緯43°16.7' 東経145°34.0') |
| 事故の概要 | 漁船 <small>きぼう</small> 貴宝丸は、係留中、火災が発生した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年10月29日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 貴宝丸、12トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | AM2-5344（漁船登録番号）、個人所有、FRP |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（船長） |
| 損傷 | 機関室等に焼損（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁の操業を終えて3隻の僚船と共に横並びで係留中、発電機を止めて岸壁にある陸上電源給電盤に、本船の陸上電源供給用ケーブル（以下「本件ケーブル」という。）を接続し、陸上から船内電源の供給を受けていた。</p> <p>船長は、受電を開始して約10分後、操舵室で上陸の準備を行っていたところ、船尾方から煙が出ていることに気付き、操舵室を出て上部構造物（船員室）船首側の機関室出入口の戸を開けたところ、炎が吹き出してきたので入室を諦め、別の出入口付近に備えてあった持運び式粉末消火器を手にしたものの、同消火器の持ち手が熱くて取り出せず使用を断念した。</p> <p>本船の右舷側に係留していた僚船の船長は、消火器を手に本船に駆け付けて消火剤を噴霧したものの火勢が収まらなかったため、船長が消火作業を断念し、119番通報を行った。</p> <p>本船は、僚船により岸壁及びその他の僚船から遠ざけられた後、本事故の発生を目撃した巡視艇により消火作業が続けられ、付近の防波堤に漂着した後に消防本部も消火作業に加わって鎮火したものの、機関室から上部構造物等に延焼して全焼となり、後日、廃船となった。</p> <p>船長は、消火器を手にした際、右手に軽い火傷を負った。</p> <p>本船は、本事故当時、受電した陸上電源（交流200V）を、機関室内の右舷側に設置してある変圧器により交流100Vに減圧し、主に船上のLED照明等に供給していた。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>船長は、本件ケーブルを本事故の約2年前に交換した後、ふだん、一端を変圧器に接続したまま機関室天井から暴露甲板に延ばし、使用していない間、巻き上げた状態で漁具と共に保管し、陸上電源の供給を受けるたびに敷設して陸上電源給電盤に接続しており、敷設及び接続時に傷み等の異状を認めていなかった。</p> <p>本船は、機関室に火災警報装置等が装備されておらず、本事故当時、上部構造物（船員室）内の通路に通ずる機関室出入口のドアが開放された状態であった。</p> <p>消防本部によれば、本船は、変圧器に並べて設置してある陸電の供給設備の一部となる3個の配線用遮断器付近が激しく焼け落ちているので、同遮断器及び接続されていた電気配線付近からの出火が強く疑われるとしたものの物的証拠等が得られず、火災の原因（発火源、経過、着火物）は不明とされた。</p> |
| 分析 | <p>本船は、係留中、陸電供給設備（配線用遮断器又は付属電気配線）が発火したことから、付近の可燃物に延焼し、上部構造物等の全焼に至った可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、係留中、陸電供給設備（配線用遮断器又は付属電気配線）が発火したため、付近の可燃物に延焼したことにより発生した可能性があると考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全委員会ダイジェスト（2020年12月発行）の「遊漁船・漁船の機関故障関連事故等の分析」、一般社団法人日本船舶電装協会が発行する「小型漁船の電気系統の点検・整備マニュアル」等を参考に電気設備の点検整備を確実に行うこと。 ・機関室内には、火災探知器及び自動拡散型消火器を設置することが望ましい。 |